

プロバイダーの変更勧誘 大手かたり遠隔操作も

インターネット利用者の急激な増加に伴い、ネットショッピングやオークション、インターネット接続サービスなどのトラブルが多数発生しています。その中でも今回は、インターネット接続サービスを提供するプロバイダーの変更勧誘についてのトラブルをご紹介します。

▼通信料金が安くなるプランがあるとされ契約した。後で書面を見ると、プラン変更ではなく、別のプロバイダーと新規契約していたことが分かった。(40代・男性)

▼料金が安くなると電話勧誘され、プロバイダーの変更をしたが、高額な請求書が届いた。明細を見ると、以前の契約では無料だった機能が有料オプションになっていた。(30代・女性)

▼数日前、祖母にプロバイダーを変更しないかと電話があり、遠隔操作されて手続きをしたらしい。解約を申し出たが違約金がかかると言われた。(20代・女性)

▼大手電話会社から光回線とプロバイダーを一本化すると月額利用料が安くなると電話があり申し込んだ。しかし、契約内容が不明で、契約相手は大手電話会社とは別の事業者だった。(50代・男性)

プロバイダー契約では、電話で大手電話会社をかたるなどして、契約の変更を持ち掛け、遠隔操作で設定変更する勧誘トラブルの相談が多く寄せられています。

「今より安くなる」などと勧誘されても、契約内容の全体を完全に理解しないまま承諾しないようにしましょう。申し込む前に契約内容に関する書面を求め、契約先やサービス内容について、説明と違いがないかしっかり確認しましょう。知らない間に有料オプションに申し込んだことになっているケースもあり、注意が必要です。これまで契約していたプロバイダーの解約によるデメリットは何があるかも理解し、新たな契約の必要がなければきっぱりと断りましょう。

プロバイダー等の契約は、法律上のクーリング・オフ制度はありませんが、電気通信事業法の初期契約解除制度によって、契約後、一定期間内であれば解約が可能な場合があります。お困りの場合は、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。